

平成30年5月23日 公告

中央区民センター昇降機設備改修工事
設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認下さい。

正誤表

訂正箇所	誤	正
図面No. 2 特記事項4. の一部修正	工事の際は警備員を配置すること。	消去

工事概要

付近見取図

施設名称 中央区民センター

所在地 大阪市 中央区 久太郎町1-2-27

電話番号 6267-0201

工事内容 本工事は、昇降機設備改修工事を行う。

一般事項

1. 本工事は、施設運営中の工事であり、施設業務、諸行事により作業時間、作業場所、工事騒音、その他制約が予想される為、事前に施設側と十分な打合せのうえ施工すること。
2. 工事の着手に先立ち現場調査及び実測を行うこと。その結果、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議すること。
3. 既設建築物及び設備等に傷を付けないよう注意し、万一破損した場合は、速やかに原形復旧すること。
4. 本工事に伴う関係法令、法規による手続きが必要な場合は、速やかに行い、その費用も本工事に含むものとする。但し、確認申請費用は含まない。
5. 安全対策については、現場の状況に応じて適切な方法を講じること。
6. 受注者は、保護帽を着用のこと。また、腕章・名札等により工事関係者であることを明確にすること。
7. 工事車両駐車場及び資材置き場については、監督職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
8. 車両入場において、施設周辺道路の規制等を順守し、工事車両の進入及び工事に際し近隣住宅、施設利用者等の安全について十分に注意のこと。
9. 別契約の関連する工事については、施工時期及び施工の取合い等は、別途契約業者と十分な打合せを行うこと。
10. 施設等による別途契約した他業者の請負工事と本工事に工事期間が重複する場合には、それぞれの工事の妨げとならないよう相互に工事上の配慮・協力を行うこと。
11. 既設のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用することとし、作業前に鉄筋の探査を行うこと。
なお、復旧はモルタル補修とする。また、いかなる場合においても、柱・梁のはつり及び貫通は行ってはならない。

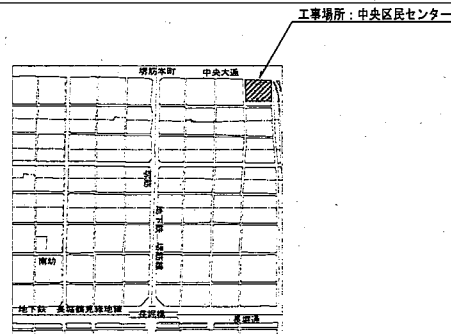
工事期間中に施設利用者が使用する範囲での施工について（注意事項）

使用中の施設で夜間や休日に施工する場合など、工事範囲と工事期間中に施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。

1. 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
2. 仮囲いなどは容易に開閉ができないようにすること。
3. 作業終了後は、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。また、機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態で残置しないこと。

特記事項

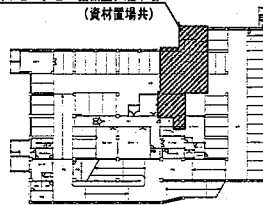
1. 防音対策として、各階EV前に天井までの仮設間仕切りを設置すること。
2. 消防協議のうえ消防計画提出のこと。
3. 溶接使用の際は、防災シート及び消火器設置のこと。
4. B1階の駐車場部分で作業が発生するため、着工前に運営者と工事内容及び期間について協議を行うこと。
工事の際は警備員を配置すること。工事時間については駐車場の営業時間外で行うこと。
5. 建築基準法による昇降機の確認申請を提出すること。
(申請手数料については別途とする)
申請時においては、荷重検討資料も合わせて提出のこと。



配置図

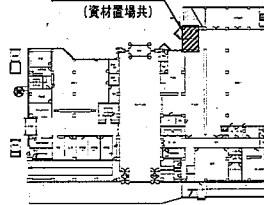


今回工事場所：EV、EV機械室、駐車場
(資材置場共)



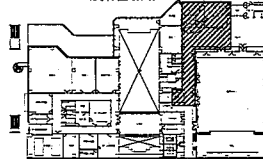
B1階

今回工事場所：EV
(資材置場共)



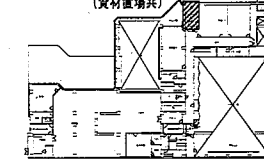
1階

今回工事場所：EV、事務室、廊下
(資材置場共)



2階

今回工事場所：EV
(資材置場共)



3階

工事名称	中央区民センター昇降機設備改修工事	平成 29 年度
図面名称	工事概要、付近見取図、配置図	図面サイズ：A2
縮 尺	—	図面番号 №. 2 (28枚の内)
大阪市都市整備局 公共建築部施設整備課		株式会社 URリネージュ 西日本支社

工 事 概 要

付 近 見 取 図

施設名称 中央区民センター

所在地 大阪市中央区 久太郎町1-2-27

電話番号 6267-0201

工事内容 本工事は、昇降機設備改修工事を行う。

一般事項

1. 本工事は、施設運営中の工事であり、施設業務、諸行事により作業時間、作業場所、工事騒音、その他制約が予想される為、事前に施設側と十分な打合せのうえ施工すること。
2. 工事の着手に先立ち現場調査及び実測を行うこと。その結果、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議すること。
3. 既設建築物及び設備等に傷を付けないよう注意し、万一破損した場合は、速やかに原形復旧すること。
4. 本工事に伴う関係法令、法規による手続きが必要な場合は、速やかに行い、その費用も本工事に含むものとする。但し、確認申請費用は含まない。
5. 安全対策については、現場の状況に応じて適切な方法を講ずること。
6. 受注者は、保護帽を着用のこと。また、腕章・名札等により工事関係者であることを明確にすること。
7. 工事車両駐車場及び資材置き場については、監督職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
8. 車両入場において、施設周辺道路の規制等を順守し、工事車両の進入及び工事に際し近隣住宅、施設利用者等の安全について十分に注意のこと。
9. 別契約の関連する工事については、施工時期及び施工の取合い等は、別途契約業者と十分な打合せを行うこと。
10. 施設等による別途契約した他業者の請負工事と本工事に工事期間が重複する場合においては、それぞれの工事の妨げとならないよう相互に工事上の配慮・協力を行うこと。
11. 既設のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用することとし、作業前に鉄筋の探査を行うこと。
なお、復旧はモルタル補修とする。また、いかなる場合においても、柱・梁のはつり及び貫通は行ってはならない。

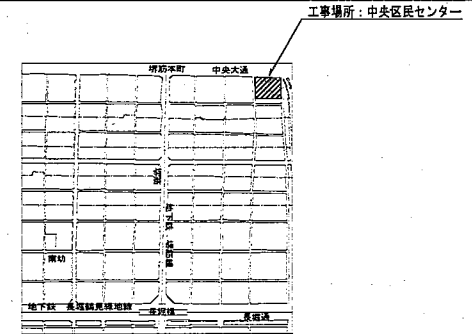
工事期間中に施設利用者が使用する範囲での施工について（注意事項）

使用中の施設で夜間や休日に施工する場合など、工事範囲と工事期間中に施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。

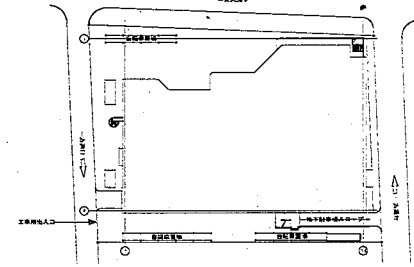
1. 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
2. 仮囲いなどは容易に開閉ができないようにすること。
3. 作業終了後には、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。また、機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態で残置しないこと。

特記事項

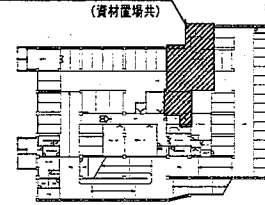
1. 防音対策として、各階EV前に天井までの仮設間仕切りを設置すること。
2. 消防協議のうえ消防計画提出のこと。
3. 溶接使用の際は、防炎シート及び消火器設置のこと。
4. B1階の駐車場部分で作業が発生するため、着工前に運営者と工事内容及び期間について協議を行うこと。
工事時間については駐車場の営業時間外で行うこと。
5. 建築基準法による昇降機の確認申請を提出すること。
(申請手数料については別途とする)
申請時においては、荷重検討資料も合わせて提出のこと。



配 置 図

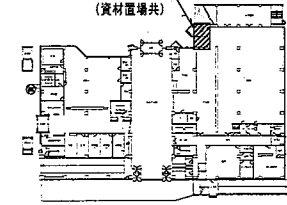


今回工事場所：EV、EV機械室、駐車場
(資材置場共)



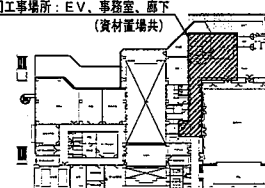
B1階

今回工事場所：EV
(資材置場共)



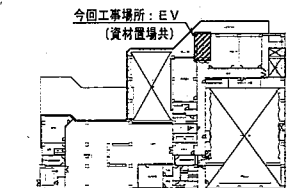
1階

今回工事場所：EV、事務室、廊下
(資材置場共)



2階

今回工事場所：EV
(資材置場共)



3階

工事名称	中央区民センター昇降機設備改修工事	平成29年度
図面名称	工事概要、付近見取図、配置図	図面サイズ：A2
縮 尺	—	図面番号 № 2 (28枚の内)
大阪市都市整備局 公共建築部施設整備課		株式会社 URリネージ 西日本支社